

富士河口湖町徵収確保基本方針

1 町税収入は、町財政を支える根幹であり、厳しい財政状況の中で、税負担の公平性の確保や納稅者の信頼に基づく町政運営の観点から、平成23年度より町税滞納削減アクションプランを作成し大多数の納期内納稅者の視点に立ち、滯納処分（差押）を前提とした滯納整理を積極的に推進している。町税滞納削減アクションプランは3年ごと次年度以降の見直しを行ってい令和8年度から第6次町税滞納削減アクションプランに基づき徵収確保対策を進めていく。

令和6年度においても厳正な滯納整理を進めた結果、町税徵収率は97.6%（前年度比0.4%増）となり、毎年収納率は向上している。

2 「長期数値目標」の達成に向け、今年度も徵収職員が一丸となり、次の内容に重点を置き、町税徵収率の向上及び滯納繰越額の削減に向けた更なる徵収確保対策に努めることとする。

- ・適切な状況判断と迅速な滯納整理
- ・早期解決を目指した進行管理の徹底
- ・広範な財産調査の展開と適切な滯納処分の実施
- ・納稅（徵収）緩和措置の周知と適切な運用
- ・延滞金の徵収を徹底する。

更なる徵収率の向上、滯納繰越額の削減を実現するため、特に現年度課税分の徵収率の向上に努めるとともに、キャシュレス納付等による効率的な納付方法の啓発活動を推進し、納期内納付率の上昇を目指す。滯納繰越額の大半を占める町県民税、固定資産税、国民健康保険税については町税徵収率の向上と滯納繰越額の削減を図るうえで重要な税目と位置付け、県税との連携を強化し、適時情報提供する。又、積極的に各種の取組みを推進する。

【長期数値目標】	町税徵収率 現年度+滯納繰越 令和10年度までに98.2%
	国保税徵収率 現年度+滯納繰越 令和10年度までに88.0%

町が賦課徵収する税目の徵収確保対策

- ・適切な状況判断と迅速な滯納整理

滞納整理は、現年度課税分を中心に「年度内整理」を基本として、前年度における月別徵収状況等を踏まえ、年間滯納整理計画を策定のうえ、職員に周知徹底を図り、適切な現状分析に応じた滯納整理を実施すること。

- ・早期解決を目指した進行管理の徹底

- 1 管理職は【長期数値目標】の達成に向け、職員に対するヒアリング等によって個々の職員及び組織全体の進捗を把握し、具体的な助言・指導等、早期解決を目指した進行の管理を徹底するとともに、担当事務の調整や課税・収納部門との連携を図るなど、組織的な徵収確保対策を講じること。
- 2 滞納管理システム等を活用した効率的な債権管理を行い、大口滯納案件ヒアリングや高額案件検討会を通じ、進捗状況の見える化を進め、情報共有及び円滑な業務フォローに努める。

・広範な財産調査の展開と適切な滞納処分の実施

- 1 財産調査は、効果と効率を意識して、給与・年金、預金、売掛金等の換価が容易な債権から優先的に行うこと。又、過去の調査資料や差押情報等を最大限活用するほか、税務署調査、捜索による帳簿等の検査、預金履歴の精査等に取り組み、第三債務者を把握したときは、具体的な調査・照会の速やかな実施を徹底すること。
なお、この調査・照会に対して非協力的な第三債務者には、第三債務者の所在地に臨場して協力を求めるなど必要な対策を講じること。又、課税部門と緊密に連携し、情報の共有化を図ること。
- 2 給与（賞与）・年金、売掛金の差押えについては、次年度以降の滞納発生への抑止効果が期待できることから、優先的に調査を実施すること。
- 3 町税滞納整理強化月間（11月～12月）では給与（賞与）等の差押えを集中実施すること。
- 4 タイヤロック（自動車・軽自動車の差押・占有）は装置装着により自主納付、早期完納が見込まれるため、滞納整理手法として実施すること。
- 5 捜索が不可欠な滞納案件は積極的に着手し、その内、早期対応案件や大口滞納案件、加えて不動産公売案件及び特殊事情案件等は県税と情報共有し引き継ぐこと。
- 6 財産調査を行った結果、滞納処分することができる財産がないと認められる者等に対して適切に滞納処分の執行停止を行うこと。

・納税（徴収）緩和措置の周知と適切な運用

- 1 収入が減少して担税能力が低下したもの等に対して、救済として徴収猶予や換価猶予制度を活用し、生活や事業の継続を図りながら円滑な税収の確保し、制度の活用を周知すること。
- 2 徴収が困難なものは実情に即した処理を的確に実施し、地方税第15条の7第1項に該当するときは執行停止することに努める。

・延滞金の徴収を徹底する。

- 1 延滞金の徴収を徹底することにより滞納の発生を未然に防止する。
- 2 延滞金免除や差押解除等、不当な要求を強要する行為に対して組織として毅然とした態度で対応する。

県税との徴収確保対策

県税事務所と連携強化を図り隨時派遣、合同捜索、合同不動産公売、地方税法第739条の5に基づく個人住民税の徴収制度や地方税第20条の4の規定に基づく個人住民税等の徴収について積極的に活用していく。又、個人住民税にあっては県税と連携し共同催告を協力して実施する。